

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規

則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施

行期日を定める規則 (建築課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する

規則 (〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例規則の一部を改正する規則

一 新設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。(別表関係)

団 地 名	種 別	戸 数	家 賃 (月 額)
手間第二団地	第二種県営住宅	六	一九、六〇〇円

二 建替え及び住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名	種別	家賃		
		現在の家賃額	改正後の家賃額	
末恒第一団地	第一種県営住宅	三七号、四一号、四五号及び四九号の住宅	一九、三〇〇円	二八、五〇〇円
		三八号から四〇号まで、四二号から四四号まで、四六号から四八号まで及び五〇号から五二号までの住宅	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
		四一〇一号の住宅	二八、六〇〇円	二八、〇〇〇円
		四一〇二号から四一〇四号までの住宅	三三、三〇〇円	二八、一〇〇円
福守団地	第二種県営住宅	四一〇一号及び四一〇三〇一号の住宅	九、六〇〇円	二八、〇〇〇円
		四一〇二〇二号から四一〇四号まで及び四一三〇二号から四一三〇四号までの住宅	三三、八〇〇円	二八、〇〇〇円
		三七号、四一号、四五号、四九号及び五三号の住宅	二八、〇〇〇円	二七、五〇〇円
		三八号から四〇号まで、四二号から四四号まで、四六号から四八号まで、五〇号から五二号まで及び五四号から五六号までの住宅	二〇、一〇〇円 二〇、二〇〇円	二七、五〇〇円
永江団地	第一種県営住宅	五	二〇、一〇〇円 二〇、二〇〇円	二七、五〇〇円
		一五		

三 この規則は、平成六年五月一日から施行することとした。ただし、末恒第一団地に関する部分は、同年六月一日から施行することとした。

平成六年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

規 則

鳥取県規則第三十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成六年三月鳥取県条例第十号）の施行期日は、平成六年五月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表末恒第一団地の項中

〃	五七号から八八号までの住宅	三三二	一九、三〇〇円
---	---------------	-----	---------

を

〃	三七号、四一号、四五号及び四九号の住宅	四	二八、五〇〇円
〃	三八号から四〇号まで、四二号から四四号まで、四六号から四八号まで及び五〇号から五二号までの住宅	一一二	二八、〇〇〇円

に改め、

同表福守団地の項中

〃	第一種県営住宅 一号から一四号までの住宅	一四	九、六〇〇円
〃	九〇号から一一三号までの住宅	二四	一五、六〇〇円

を

〃	第一種県営住宅 九〇号から一一三号までの住宅	二四	一五、六〇〇円
---	---------------------------	----	---------

に、

〃	三一二〇二号から三一二〇四号まで及び三一三〇二号から三一三〇四号までの住宅	六	三一、九〇〇円
---	---------------------------------------	---	---------

を

〃	三一二〇二号から三一二〇四号まで及び三一三〇二号から三一三〇四号までの住宅	六	三一、九〇〇円
〃	四一〇一号の住宅	一	二八、六〇〇円
〃	四一一〇二号から四一一〇四号までの住宅	三	三三、三〇〇円
〃	四一二〇一号及び四一三〇一号の住宅	二	二八、一〇〇円
〃	四一二〇二号から四一二〇四号まで及び四一三〇二号から四一三〇四号までの住宅	六	三三、八〇〇円

に改

〃	七三号から九六号までの住宅	二四	二〇、一〇〇円
〃	九七号から一一二号までの住宅	一六	二〇、二〇〇円

を

〃	三七号、四一号、四五号、四九号及び五三号的住宅	五	二八、〇〇〇円
〃	三八号から四〇号まで、四二号から四四号まで、四六号から四八号まで、五〇号から五二号まで及び五四号から五六号までの住宅	一五	二七、五〇〇円

め、同表永江団地の項中

に改め、

同表手間団地の項中 手間団地 を 手間第一団地 に改め、同項の次に次のように加える。

手間第一団地	第二種農営住宅	六一九、六〇〇円
--------	---------	----------

附 則

この規則は、平成六年五月一日から施行する。ただし、末恒第一団地に関する部分は、同年六月一日から施行する。